日調連発第３５６号
平成２５年３月２１日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、京都会から、別添のとおり標記制度が舞鶴市において本年５月１日から実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

京 調 発 第 ５ ９ ３ 号
平成２５年3月１８日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　竹 内 八 十 二　　様

京都土地家屋調査士会
会　長　　信　吉　秀　起

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

平素は当会運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が舞鶴市において平成２５年５月１日より実施される旨連絡がありましたので参考までにお知らせいたします。

舞市市第３７２号
平成２５年3月１５日

京都土地家屋調査士会長　様

舞鶴市長　多々見良三

本人通知制度の導入について（お知らせ）

拝啓　早春の候、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、舞鶴市におきまして、事前登録型の本人通知制度を平成２５年５月１日より開始することとなりましたので、お知らせいたします。

この制度は、戸籍謄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害を防止するため、事前に登録している方に対し、その方の代理人や第三者への証明書交付の事実を通知するものです。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、貴会会員様にもご周知いただければ幸いと存じます。

貴会のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具